

## 斜里町公衆無線 LAN 利用規約

### (目的)

第 1 条 この規約は、災害時における防災拠点の通信環境の確保や、町民および来訪者が情報を取得および発信するための利便性の向上を図るために、当町が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者の資格)

第 2 条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、当町が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

### (サービスの内容)

第 3 条 無線 LAN を利用しようとする者は、次条に規定する無線 LAN によりインターネットに接続することができる。

### (利用施設等)

第 4 条 無線 LAN を利用することができる施設および提供場所は、別表のとおりとする。

### (無線 LAN の利用)

第 5 条 無線 LAN を利用してインターネットに接続するための情報通信端末（パソコン、スマートフォン、タブレット等。以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用する施設では、利用者が利用する情報通信端末及びその付属機器等に供給する電源を提供しない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 利用者は、自己の責任において、セキュリティソフトの確保に努めるものとする。

### (利用の手続き)

第 6 条 無線 LAN の利用を希望する者は、本規約に同意のうえ、各施設の SSID への接続もしくはメール認証にてのうえ、利用を行うものとする。

### (利用履歴情報の取得および利用目的)

第 7 条 当町は、次に掲げる目的のため、無線 LAN の利用時間、利用アクセスポイント、端末の個体識別情報（MAC アドレス）の情報を、利用者が本サービスを利用した時にアクセスログとして取得するものとする。

- (1) 無線 LAN の利用者数を調査する場合
- (2) 無線 LAN の内容を充実させたり、改善させたり、新サービスを検討するための分析等を行う場合

(利用の停止)

第 8 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止または取り消すことができるものとする。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) その他利用者として不適切と当町が判断した場合

(禁止事項)

第 9 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者のプライバシー権またはその他の権利を侵害する行為および侵害する恐れのある行為
  - (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは当町に不利益または損害を与える行為および与える恐れのある行為
  - (3) 誹謗中傷する行為
  - (4) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為または公序良俗に反する情報を提供する行為
  - (5) 犯罪的行為または犯罪的行為に結び付く行為若しくはその恐れのある行為
  - (6) 選挙期間中であるか否を問わず、選挙運動またはこれに類する行為
  - (7) 性風俗、宗教または政治に関する活動
  - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて、または無線 LAN に関連して使用し、または提供する行為
  - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売その他の目的で、特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反する恐れのある行為または当町が不適切であると判断した行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって当町、利用者本人および第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、すべての法的責任を負うものとし、当町は一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第 10 条 当町は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ周知することなく、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN システムの保守または工事を定期的または緊急に行う場合

- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 無線 LAN システムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、当町が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 無線 LAN の利用の中止により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、当町は一切の責めを負わないものとする。

(免責事項)

- 第 11 条 当町は、無線 LAN のサービスの内容および利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供または収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、当町は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線 LAN 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、当町は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当町は一切の責任を負わないものとする。
- 6 当町は、無線 LAN の適切な利用を図るため、特定の Web サイトへの接続を制限すること（フィルタリング）等ができるものとする。

(本規約の変更)

第 12 条 当町は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則（令和 4 年 10 月 28 日決定）

この利用規約は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

施設名	住所	提供場所	利用時間	利用方式
斜里町役場総合庁舎	斜里町本町1 2番地	1階：町民ホール、廊下、 2階廊下	8時45分～ 17時30分 閉庁日を除く	SSID 方式
総合保健福祉センター ぼると21	斜里町青葉町 40番地2	1階ロビー 2階：ホール、研修室1・2	8時45分～ 17時30分 閉庁日を除く	SSID 方式
斜里町公民館 ゆめホール知床	斜里町本町4 番地	ロビー、ホワイエ、 文化ホール、公民館ホール、 団体活動室、実習室1、 和室、ラウンジ、 会議室1・2・3、 和室楽屋、楽屋1・2・3、 リハーサル室	9時00分～ 22時00分 閉館日を除く	SSID 方式
漁村センター (ウトロ支所)	斜里町ウトロ 香川1番地	1階：ロビー、大ホール 2階：第1・2研修室 会議室	8時45分～ 17時30分 閉庁日を除く	メール 認証方式
斜里町博物館	斜里町本町4 9番地2	1階：ロビー	9時00分～ 17時30分 閉館日を除く	メール 認証方式
斜里町児童館 あそぼっくる	斜里町本町2 9番地6	活動スペース1・2・3	10時00分～ 17時45分 閉館日を除く	メール 認証方式

電波の状況により、別表に掲げる場所であっても利用できない場合がある。

各施設の無線LANは施設管理者が管理運営する。